

政策分野2 人権・男女共同参画

※ 下線の箇所は第1次案からの変更箇所です。

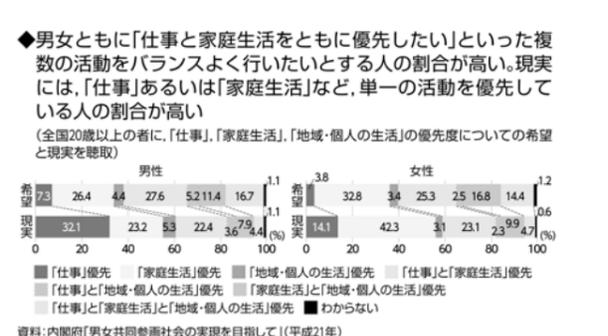
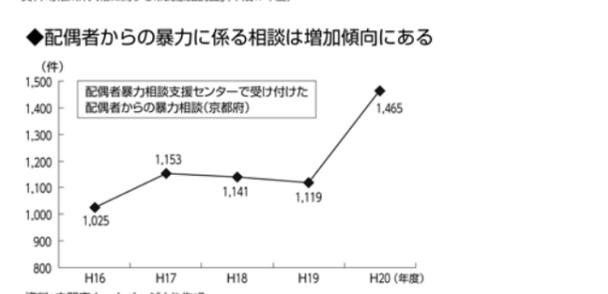
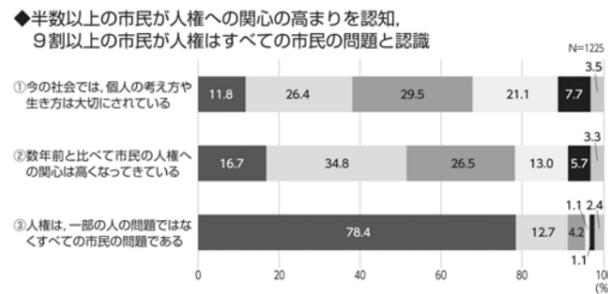
～ひとりひとりが尊重される社会をめざす～

基本方針

少子高齢化、経済・雇用環境の変化が進むなか、多様な考え方や生き方が迎え入れられ、個性と能力を十分に発揮でき、それらの交流のなかからひとりひとりが尊重され、より豊かな人間関係が育まれる社会をめざす。

現状・課題

- 人権の基本的な考え方は市民に定着しつつあり、人権への関心は高くなってきている。しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人・外国籍市民などはいまだ人権上の重要課題であり、市民の意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結びついていないと言いき難い。また、教育・所得の格差によって新たな人権問題が生じるという悪循環が起こるなど、新たな対応が必要となってきた。
- 今後も、引き続き、人権文化の息づくまちづくりの推進に向け、新たな問題も含めた人権問題をより深く理解し、自発的な行動につなげるため、あらゆる世代への教育・啓発活動を行うことが必要である。
- 男女共同参画の推進についての市民の理解は年々深まっている一方、配偶者などからの暴力(DV)や労働における不平等などの問題が依然として存在する。
- 大きな社会問題となっているDVに関する総合的・計画的な対応が必要である。
- 管理職に占める女性の割合の低さ、男女の給与格差などが依然としてあり、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についても希望と現実に乖離がある。
- 審議会などの女性委員の登用率の増加など、政策決定過程への男女共同参画は徐々に進んでいるが、分野ごとの状況が異なり、さらなる条件の整備が必要である。



みんなをめざす10年後の姿

- より豊かな人間関係が育まれている
子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひとないひと、国籍や民族、生まれや生き立ちに関係なく、ひとりひとりがみずからの人権の大切さを十分に認識するとともに、すべてのひとの人権を尊重することの重要性を正しく認識することで、互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている。
- すべてのひとがいきいきと活動できる場所と機会に恵まれている
すべてのひとがいきいきと活動できる場所と機会に恵まれ、自分にあった働き方について必要な支援を受けられることで、自分の能力を十分に発揮できている。
- ワーク・ライフ・バランスが進展している
女性の社会進出が進むとともに、ワーク・ライフ・バランスが進展することで、男性も女性も仕事と家庭生活を両立し、企業の生産性の向上や市民の地域参加や社会貢献により地域の活性化が進んでいる。
- 個人の尊厳が確立され、安心して暮らしている
DVに関する正しい理解が市民に行き渡り、DVが未然に防止され、また、相談先が広く認知され、総合的な支援が受けられることで、被害者の自立、社会復帰が可能になるなど、個人の尊厳が確立され、安心して暮らすことができている。

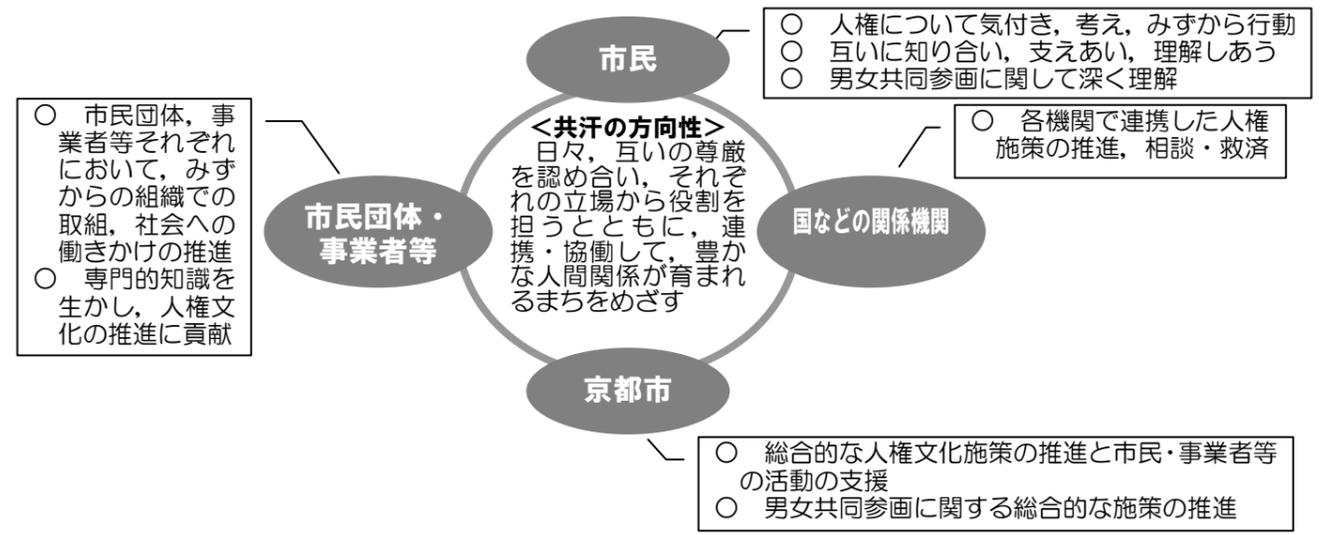
＜参考＞政策指標例

- ◆人権相談事件件数 2,850件(H21) → 2,280件
- ◆配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数(京都府) 1,501件(H21) → 1,985件
- ◆くるみんマーク*取得企業数(京都市内) 22社(H21) → 72社

※ 「くるみんマーク」…厚生労働省が定める基準を満たし、子育て支援等へ積極的に取り組む企業が取得できる認定証。次世代支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」の策定等が基準になっている。

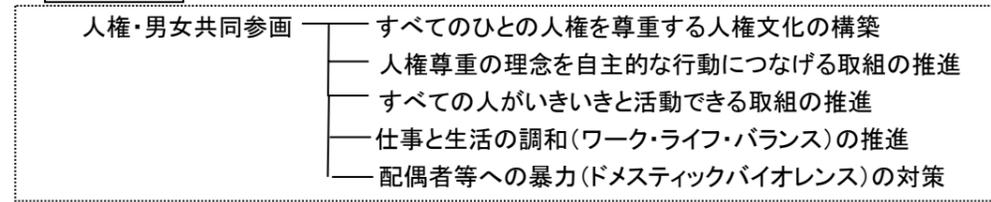
- ◆京都府全体の完全失業率 5.3%(H21) → 4.0%

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

施策の体系



1 すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人・外国籍市民等の人権上の重要課題に加え、格差社会の進行や情報通信技術(IT)の発達をはじめとした社会情勢の変化に伴い見受けられるインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等の新たな人権問題に的確に対応し、日々の暮らしの中で互いの違いを認め合い、人権を尊重しあう習慣が根付いた「人権文化」を構築するために、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として、行政分野それぞれを連動させながら取組を進めていく。また、施策の実施状況や人権問題への対応窓口等についての情報を、市民にわかりやすく発信していく。

2 人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進

「人権は、一部の人の問題ではなくすべての市民の問題である」という市民の間に定着しつつある意識を人権問題解決のための自主的な行動に結びつけるため、市民や団体、事業者等の社会の構成員それぞれが、みずからの役割の遂行と連携・協働へ向けた取組を進めることができるよう、さまざまな教育・啓発活動を進めるとともに、市民等の自主的な取組に対する支援を行う。

3 すべてのひとがいきいきと活動できる取組の推進

すべてのひとが、いきいきと活動できる場を提供するとともに、自分にあった働き方を見つけられるよう、ホームページ等を通じた情報提供や実務講座の開設により能力向上を支援する。さらに、働いている方が安心して安定した生活ができるよう、低利で生活資金を融資するなどの経済的支援を図る。

4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

「女性の能力の積極的な活用」、「仕事と家庭生活の両立支援」などワーク・ライフ・バランスの推進を率先して取り組む企業への支援や、子どもを安心して生み育てられる環境の整備などを通じて、市民それぞれが各人の置かれた状況に応じて、家庭や地域生活などにおいても、多様で柔軟な働き方・生き方が選択でき、仕事の充実と地域参加や社会貢献などの仕事以外の生活が好循環する社会を構築する。

5 配偶者等への暴力(ドメスティックバイオレンス)の対策

重大な人権侵害であるドメスティックバイオレンス(DV)を根絶し、DV被害者やその子どもたちが真に自立し個人の尊厳が確立された社会の実現に向け、DVへの正しい理解の普及・啓発、DV相談や民間シェルター(民間団体によって運営されている配偶者等からの暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設)を運営する団体への支援、その他自立支援策等を各関係機関と連携し総合的かつ計画的に実施する。

関連する分野別計画

京都市人権文化推進計画(平成17年度～26年度)

第4次きょうと男女共同参画推進プラン(仮称)(平成23年度～32年度)